様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急導入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行わせた場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第11項の規定により、重要維持管理等を行わせたので、次のとおり届け出ます。

１．特定重要設備の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合であった理由

（１）特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
①　特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
②　①が生じた時期及び期間	
③　①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④　①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	
⑤　導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由	
（２）規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
①　（１）①が生じた原因	
②　（１）①を把握した時期	
③　（１）①の発生を回避できなかった理由	
（３）他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
①　（１）①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
②　（３）①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
（４）特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせるほかに適当な方法がなかったこと	
①　緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
②　他の手段によっては（１）①に対応できなかった理由	

２．特定重要設備の概要

特定重要設備の区分	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置した場所	
特定重要設備を使用している場所	

（記載上の注意）

１．「特定重要設備の区分」の欄には、第１条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

２．「特定重要設備の名称」の欄には、同一の区分の特定重要設備から重要維持管理等を行わせた特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。

３．「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。